

## ○長岡崇徳大学における競争的資金に係る間接経費の取扱細則

### (目的)

第1条 この取扱細則は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）平成26年5月29日」（以下「共通指針」という。）及び長岡崇徳大学科学研究費補助金取扱規程（以下、「規程」という。）第9条に基づき、長岡崇徳大学（以下、「本学」という）における競争的資金に係る間接経費の取り扱いについて、必要事項を定める。

### (定義)

第2条 競争的資金とは、文部科学省等の各府省及び日本学術振興会、国立研究開発法人（JST・NEDO・AMED など）等の公的機関から配分される競争的資金をいう。

間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

第1項に掲げる競争的資金以外の共同研究・受託研究等の資金を受けようとする場合においても、この取扱細則を準用するものとする。

### (用途)

第3条 間接経費は次の事業等に充てるものとし、具体的な用途は別表のとおりとする。

- (1) 本学全体の機能向上及び研究開発環境の改善事業
- (2) 競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費

### (繰り越し)

第4条 間接経費は、原則として、翌年度に繰り越すことはできない。

### (間接経費の譲渡等)

第5条 本学において経理処理を行う公的研究費を得た研究者は、当該間接経費を本学に譲渡することとし、本学はその譲渡を受入れる。

2 当該研究者が他機関等へ転籍する場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を新たに所属することとなる研究機関に譲渡することができる。

### (実績報告)

第6条 間接経費は、毎年度の使用実績に応じて、当該競争的資金の配分機関に定められた期日までに報告する。

### (執行及び管理)

第7条 間接経費は、最高管理責任者（学長）の責任の下で計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保するものとする。

間接経費の執行及び管理は、財務課において行う。

### (取り扱いの変更)

第8条 関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、本取扱細則も随時見直すものとする。

### 附則

この取扱細則は、令和2年7月9日から施行する。

## 【別表】間接経費の主な使途

本学において、競争的資金による研究の実施に伴う管理等に必要な経費のうち以下のものを対象とする。

### (1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑務役務、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

### (2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑務役務、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑務役務、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費設備の整備、維持及び運営経費

### (3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、学長が必要な経費と判断した場合、執行することがある。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。